平成２９年（フ）第９６号
福岡県宗像市池田3116番地70　中嶋ハイツ202号
債務者　赤星江実理
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０号
福岡市南区若久２丁目１番７―103号
債務者　宮崎ひろみ
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９３号
福岡市博多区千代２丁目８番６―210号
債務者　田中　茂市
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２６号
福岡市西区姪浜駅南４丁目８番10―305号
債務者　竹原マサ子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３７号
福岡市中央区梅光園２丁目25番４号
債務者　久枝　嘉宏
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６号
宮城県気仙沼市本吉町津谷松尾54番地７、旧住所宮城県気仙沼市本吉町松ヶ沢92番地
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第３号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字山崎２番地112
債務者　村松　康平
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１号
山形県新庄市金沢2191番地
債務者　髙橋　直美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１２５号
福島市宮代字瀬戸川52番地の４
債務者　渡邊　要一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
茨城県龍ケ崎市長沖町550番地の３
債務者　浅野　温子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
茨城県稲敷市結佐2534番地89　県営結佐アパート１号棟205
債務者　田山　芳次
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
富山市長江新町１丁目２番34―103号　チェスタ長江
債務者　細川　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
石川県小松市串茶屋町戊29番地６
債務者　中筋　勇太
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第７号
石川県能美市佐野町甲109番地
債務者　勝田　明美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２５号
山梨県南巨摩郡早川町草塩665番地
債務者　小野寺恭子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
山梨県南巨摩郡早川町草塩665番地
債務者　小野寺貴信（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
名古屋市西区名塚町３丁目90番地、従前の住所名古屋市西区大金町４丁目53番地
債務者　大河内浩子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部